

避難所開設（引き渡し）マニュアル

山武市立睦岡小学校

1 目的

本校が避難所となった場合に、その開設・運営に対する教職員の協力・支援に関するマニュアルを定め、円滑な対応を図ることを目的とする。

2 災害発生時における非常配備計画

種別	配 備 基 準		学校非常配備体制 (課業外・休業時)
	震 災	風 水 害	
警戒配備・通常勤務体制	第一配備 ・市内震度が4を記録したとき ・気象庁が津波予想区の「千葉県九十九里・外房」に「津波注意報」を配備したとき	・次の注意報の一以上が市内に発表され、校長が必要と認めたとき 1. 大雨注意報 2. 高潮注意報 3. 洪水注意報	
	第二配備 ・市内震度が震度5弱を記録したとき ・気象庁が津波予想区の「千葉県九十九里・外房」に「津波警報」を発表したとき	・次の警報の一以上が市内に発表され、校長が必要と認めたとき 1. 大雨警報 2. 暴風警報 3. 高潮警報 4. 洪水警報	○校長 ○教頭 ○教務主任
緊急配備・災害対策本部設置	第三配備 ・市内震度が5強を記録したとき ・気象庁が津波予想区の「千葉県九十九里・外房」に「大津波警報」を発表したとき ・地震または津波により局地災害が発生した場合、または大規模な災害が発生するおそれがある場合等で本部長が認めたとき	・局地災害が発生した場合 ・大規模な災害が発生するおそれがある場合等で本部長が必要と認めたとき	○校長 ○教頭 ○教務主任 ○学年主任 ○男性職員
	第四配備 ・市内震度が6以上を記録したとき ・地震または津波により局地災害が発生した場合、または大規模な災害が発生するおそれがある場合等で本部長が認めたとき	・市内全般にわたり大規模な災害が発生した場合 ・大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき	○全職員

3 災害発生（地震・津波・風水害等）後の夜間の職員待機

災害が発生し、本校が避難所となった場合の夜間の職員待機については、1日ごとに輪番（低学年→中学年→高学年）で対応する。ただし、管理職については常時待機とする。

4 避難所としての開放区域（校庭・校舎等）

避難所として開放することを要請された場合に備え、予め校舎等の開放区域を次のとおり定める。

- 第一の使用可能な開放区域を**体育館**とする。
- 重病避難者については**多目的室**を開放する。
- 次に普通教室の順に順次開放し、避難者が多数の場合は校庭にテントを設置し、開放する。
- 施設を管理する上で重要な場所（校長室・職員室・保健室・理科室・音楽室・図工室・家庭科室・放送室・図書室・コンピュータ室・物資の保管場所）は原則として開放しない。

（１）避難所開設・運営の協力・支援

- ・校長は、山武市災害対策本部から避難所開設の要請があった場合には、避難所として開放する校舎等の区域を対策本部と協議のうえ開放する。
- ・校長は、自校を避難所として開放した場合には、速やかに山武市教育委員会に報告の上、学校の臨時休校について協議する。

（２）避難所の開放・運営にかかる市役所との確認

- ・山武市地域防災計画により、避難所としての開設要請を行い、開設後の避難所管理運営を行うのは山武市災害対策本部となる。

5 職員の役割分担

役 割	担 当 者	仕 事 内 容
本 部	校 長	総指揮
	教 頭	緊急放送 避難所や災害状況に関する問い合わせ等の対応 山武市教育委員会や山武市災害対策本部との連絡・報告
	教務主任	避難状況の掌握（避難者数・健康状態他） ボランティア人数掌握
避難者誘導	各学年主任	避難者の誘導・避難児童の掌握
救 護	養護教諭	負傷者・被救助者の応急処置
情報連絡	情報担当者	パソコンでの情報収集・避難者一覧作成
避 難 者 支 援	男性職員	体育館・グラウンド等での避難者支援 （体育館への器械運動用マットの設置・グラウンドへのテントの設置・救援物資の配付等）
	女性職員	炊き出しの支援等
トイレ・ ゴミ等の 衛生管理	保健主事 清掃指導担当	トイレ周辺の衛生管理・トイレトペーパーの補充 ゴミの分別等

6 児童の引き渡し・学校待機（預かり）の対応

（１）災害時（震災）における引き渡しの基準

授業時に大規模な震災が発生した場合における児童の引き渡しの基準については、「震度５強以上の地震が観測されたとき」とし、その際は直ちに授業を打ち切り児童の引き渡しを行う。

引き渡しは、保護者から事前に提出された「緊急災害時引き渡しカード」の中の「受取人氏名」欄に記入された人のみに行う。

※カードに未記入の人には、原則として確認ができるまで引き渡しは行わない。

(2) 学校待機（預かり）の基準

震度が５弱以下の地震であった場合でも、次のような場合等は、受取人に引き渡すまで児童は学校に待機（預かり）とする。

- ・情報網が寸断され、保護者（受取人）と全く連絡が取れない場合
- ・保護者が昼間家庭にいない場合や受取人がすぐにすぐに引き渡しに来ることができない場合
- ・学校及び周辺の地域に被害があり、児童を安全に帰宅させられない場合
- ・その他、児童の学校待機（預かり）が必要と校長が判断した場合

※下校途中で避難命令が出された場合は、避難場所に行くか学校に引き返させる。

7 学校施設の利用計画

N o	利用目的	利 用 予 定 場 所
1	収容場所	体育館・普通教室・校庭 ※避難者多数の場合は、校庭にテントを設置する。
2	管理運営所（連絡所）	校長室
3	応急救護所	保健室
4	情報機器設置所	職員室
5	情報掲示所	校庭掲示板・体育館
6	ゴミ集積所	体育館脇プレハブ倉庫
7	仮設トイレ設置場所	校庭
8	救護物資集積場所	体育館ステージ
9	救護物資配布場所	体育館入り口
10	臨時霊安室	
11	仮設電話設置場所	職員玄関・生徒昇降口
12	仮設風呂設置場所	掲揚ポール前
13	更衣室	普通教室
14	洗濯場所	体育館前駐車場
15	物干し場	校庭遊具・滑り台付近
16	ペット預かり場所	自転車置き場
17	介護室	多目的室・保健室
18	喫煙場所	校庭（井ノ上入口入り口・体育倉庫前）
19	相談室	ほっとルーム
20	調理室	調理室・校庭（テント）※炊き出し対応
21	給水場所	体育館西側
22	緊急車両駐車場	来賓駐車場